

消 防 予 第 4 1 6 号
平成 2 2 年 9 月 1 5 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・指定都市消防長 }

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

PFOSを含有する泡消火薬剤の混合使用について

平成 2 1 年 5 月に開催された残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約第 4 回締約国会議において、一部の消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に含まれているペルフルオロオクタンスルホン酸（以下「PFOS」という。）又はその塩が新規規制対象物質として条約付属書 B に追加されたことを踏まえ、我が国においても化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 4 8 年 1 0 月 1 6 日法律第 1 1 7 号）及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和 4 9 年政令第 2 0 2 号）が一部改正され、PFOS 又はその塩が新たに第一種特定化学物質として指定されるとともに、PFOS 又はその塩を含有する製品の新規製造及び輸入が原則として禁止されることとなりました。

このことから、PFOS 又はその塩を含有する泡消火薬剤（以下「PFOS 含有泡消火薬剤」という）については、現在残っている在庫が無くなった場合、点検や火災等により放出した際、同じ型式の泡消火薬剤の補充ができない可能性があるため、PFOS 含有泡消火薬剤に異なる型式の泡消火薬剤を補充する場合の取扱いについて、下記のとおり運用の指針をとりまとめました。

貴職におかれましては、防火対象物の関係者及び点検事業者等に対し、下記事項について周知を図られるとともに、適切に指導されるようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号）第 3 7 条に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 PFOS 含有泡消火薬剤の混合使用について

(1) PFOS 含有泡消火薬剤を使用する泡消火設備について、点検や火災等により泡消火薬剤の補充が必要となった場合、次のア及びイに適合することが確認されている泡消火薬剤に限り、補充する薬剤として用いて差し支えないこと。

ア 補充する泡消火薬剤は、当該泡消火設備において使用している PFOS 含有泡消火薬剤と任意の割合で混合した場合において、規格省令に規定する基準に適合する

ことが確認されているものであること。

イ 当該泡消火設備において使用している泡ヘッドは、当該泡消火設備において使用しているPFOS含有泡消火薬剤及び補充する泡消火薬剤のいずれと組み合わせても所要の性能を有することが確認されているものであること。

- (2) PFOS含有泡消火薬剤に異なる型式の泡消火薬剤を補充する行為のうち、最初の補充については、「工事」のうちの「改造」に該当するものであること。ただし、本行為に限り「軽微な工事」とみなし、着工届は要しないものとし、設置届に伴う消防検査については現場確認を省略することができるものであること。

また、2回目以降の補充は既に混合されている泡消火薬剤への補充であることから「整備」とみなし、着工届並びに設置届及び消防検査は要しないものであること。

- (3) 前項の設置届には、試験結果報告書に代え、上記(1)に適合することを確認した資料を添付すること。

- (4) PFOS含有泡消火薬剤にPFOS又はその塩を含有しない泡消火薬剤を補充した場合、混合された泡消火薬剤は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第三条の三の表PFOS又はその塩の項第四号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令」（平成22年総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第1号。以下「化審法省令」という。）及び点検基準上、PFOS含有消火剤として取扱う必要があること。この場合において、当該泡消火薬剤がPFOS含有消火剤である旨及び混合使用している旨を明確にしておく必要があること。

2 その他

- (1) 上記1の取扱いに関し、(社)日本消火装置工業会より、別添のとおり、泡消火薬剤の混合使用について情報提供がなされているので、参考とされたい。
- (2) 化審法省令が平成22年10月1日より施行されることに伴い、消防用設備等の点検時において、PFOS又はその塩を含有する消火器用消火薬剤又は泡消火薬剤が環境へ放出されないよう、点検事業者等に対してその回収等が義務付けられる。

これを受け、現在、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」（昭和50年消防庁告示第14号）の一部改正について意見募集を実施しているところであり、当該意見募集の結果を踏まえ、今後、当該告示の一部改正を行うとともに点検上の留意事項等について通知する予定である。

【連絡先】

総務省消防庁予防課

塩谷・長松

電話 03-5253-7523

FAX 03-5253-7533

平成22年9月現在

関係者各位

社団法人 日本消火装置工業会

泡消火設備における泡消火薬剤の混合使用について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から消防用設備の維持管理には特段のご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在、駐車場等に設置する泡消火設備の泡消火薬剤としてP F O S含有の泡消火薬剤が広く使用されていますが、今般P F O Sが含有している泡消火薬剤は「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（以下、化審法）により製造・輸入が出来なくなりました。

現在、P F O S含有の泡消火薬剤を使用している泡消火設備は、点検時等の補充が必要な場合にも、補充ができないこととなります。泡消火薬剤は検定対象品目であり、他の薬剤と混合することは技術上の規格に適合しないこととなりますが、点検時等でP F O S含有泡消火薬剤を廃棄し、他の新しい薬剤に入れ替えることは、各防火対象物の関係者に多大な経費負担を強いることになるとともに、多量の廃棄物を生じることとなります。

このため、消防庁から泡消火薬剤の補充（混合）に関しての取り扱いが示されておりますので、泡消火設備の機能を維持するため、その取り扱い等についてご案内いたしますので、ご理解の上実施して頂きますようお願い申し上げます。

敬具

－記－

1. P F O S含有泡消火薬剤について

別表1を参照して下さい。

2. P F O S含有泡消火薬剤との混合使用について

1) 全量を他の薬剤と交換する場合には、既設のフォームヘッドとの組み合わせにおいて性能評定を取得している泡消火薬剤と交換して下さい。

2) 補充（混合）をする場合は、下記の事項に留意して行って下さい。

(1) 混合使用ができる泡消火薬剤の種類

- ① 補充（混合）する泡消火薬剤は、P F O S含有泡消火薬剤と任意の割合で混合した場合において、規格省令に規定する基準に適合していることが確認されていることが必要です。
- ② 補充（混合）する泡消火薬剤は、1種類に限定されています。
- ③ 使用するフォームヘッドは、P F O S含有泡消火薬剤及び補充する泡消火薬剤のいずれと組み合わせても所要の性能を有することが確認されていることが必要です。

(2) 当初貯蔵していた泡消火薬剤に泡消火薬剤を補充する行為

- ① 初回の補充（混合）に限り本行為は「軽微な工事」とみなされ、甲種消防設備士の業務範囲となり、届出関係は表－1のとおり扱われますが、事前に所轄消防署の確認を得て下さい。

表－1 届出書類等の要否

届出書類等	要否	記 事
着工届	不要	—
設置届	要	設置届には、試験結果報告書に替え、「当初貯蔵されていた泡消火薬剤」と補充する泡消火薬剤との適合性を確認した資料を添付する必要があります。
設置届に伴う現場確認	省略	※消防検査は省略されます。

- ② 2回目以降の補充（混合）については、「整備」とみなされ、着工届、設置届及び消防検査は不要となりますが、事前に所轄消防署の確認を得て下さい。

(3) 表 示

当初貯蔵していた泡消火薬剤と他の泡消火薬剤を混合した場合には、その旨を泡消火薬剤貯蔵槽の見やすい箇所に「水成膜泡消火薬剤の混合済表示シール」を貼付して表示する必要があります。表示シールは図1「泡消火薬剤の混合済表示シール（例）」によるものとし、泡消火薬剤メーカーから入手して下さい。

(4) 記 録

当初貯蔵していた泡消火薬剤と他の泡消火薬剤を混合した場合には、必ず点検票に混合した年月日、泡消火薬剤の種類及び補充量を記録しておいて下さい。

(5) 混合使用の適合性

当初貯蔵していた泡消火薬剤に任意の割合で混合使用した場合において、規格省令に規定する基準にしていることが確認されている泡消火薬剤及びフォームヘッドの適合性については、表－２を参照して下さい。

表－２ 組み合わせ適合表

(平成 22 年 9 月現在)

当初任意の割合で混合した場合に所要の性能を有することが確認されているフォームヘッド			当初貯蔵していた泡消火薬剤		左記当初貯蔵していた泡消火薬剤に補充(混合)して差し支えない泡消火薬剤	
社 名	フォームヘッド型式	性能 評価番号	D I C(株)		ヤマトプロテック(株)	
			商品名 F-623 泡第1～6号 (3%型)	アルファフォーム 310 泡第10～1号 (3%型)	商品名 F-623T 泡第17～3号 (3%型)	アルファフォーム 310R 泡第19～26 (3%型)
能美防災(株)	NHO 53A	221T121-1	○		○	
	NHO 54	221T157	○		○	
(株)初田製作所	HFH-35T	221T132	○		○	
	HFH-35E	221T141	○		○	
	HFH-20P ※	221T142	○		○	
	HFH-35S	221T169	○		○	
	HFH-20S ※	221T170	○		○	
宮田工業(株)	MFH-35-2	221T113	○		○	
	MFH-20 ※	221T166	○		○	
ヤマトプロテック(株)	YLH-35N	221T131		○		○
	YAH-35	221T139		○		○
	YAH-20	221T140		○		○
	YAH-35T	221T158		○		○

《記事》 1. 表中の○印は、平成 22 年 9 月現在において混合使用の適合性が確認されている組み合わせを示す。(尚、追加で混合使用の適合性が確認されたものについては随時更新予定。)
2. 表中のフォームヘッド型式の※印は側壁型のヘッドを示す。

図 1 水成膜泡消火薬剤の混合済表示シール(例)

水成膜泡消火薬剤の混合について		
水成膜泡消火薬剤は国家検定品であり、混合して使用することは認められていませんが、以下の泡消火薬剤に限り、当初貯蔵していた泡消火薬剤に混合した場合の性能が確認されております。		
 注意	以下に示す泡消火薬剤以外を補充(混合)してはいけません。	
	製造者名	〇〇〇〇株式会社
	商品名	△△△△△△△△
補充(混合)できる泡消火薬剤	型式番号	泡第□□～□□号
最初に補充(混合)した年月日	年 月 日	

《注意》

- 混合済み表示シールには上記記載用件を印刷すること。
- 製造者名「〇〇〇〇株式会社」は、混合する泡消火薬剤の製造業者名とすること。
- 商品名「△△△△△△△△」は、補充(混合)する泡消火薬剤の商品名とすること。
- 型式番号「泡第□□～□□号」は、補充(混合)する泡消火薬剤の検定型式番号とすること。
- 最初に補充(混合)した年月日は、作業日を記入すること。

《貼付シールの仕様例》

- 大きさ：幅 150mm × 高さ 105mm
- 地 色：銀色
- 文字色：黒色
- 字 体：角ゴシック
- 材 質：ポリエステルフィルムアルミ蒸着材
- その他：裏面糊付

3) その他

その他不明な点については、下記「お問い合わせ先」、別表 2「水成膜泡消火薬剤の混合に関する問い合わせ窓口」、各防災メーカー、各泡消火薬剤メーカー又は、各点検業者等にお問い合わせ下さい。

● お問い合わせ先

社団法人 日本消防装置工業会
〒105-0003 東京都港区西新橋 2-18-2 (NKK ビル 4 階)
TEL. 03-5404-2181 FAX. 03-5404-7371
URL: <http://www3.ocn.ne.jp/~shou-sou/>

別表 1

P F O S を含有する泡消火薬剤（水溶性液体用を除く）一覧表

No.	泡薬剤の型式番号	製造者名	商品名	型式
1	泡第 51～7 号	住友スリーエム㈱	ライトウォーター FC-3031	水成膜泡 6% (−5℃～+30℃)
2	泡第 53～5 号	住友スリーエム㈱	ライトウォーター FC-3033	水成膜泡 3% (−5℃～+30℃)
3	泡第 60～2 号	住友スリーエム㈱	ライトウォーター FC-3103	水成膜泡 3% (−10℃～+30℃)
4	泡第 60～5 号	住友スリーエム㈱	ライトウォーター FC-3104	水成膜泡 6% (−10℃～+30℃)
5	泡第 8～1 号	住友スリーエム㈱	ライトウォーター FC-3073	水成膜泡 3% (−20℃～+30℃)
6	泡第 1～6 号	D I C ㈱	メカフォーム F - 623	水成膜泡 3% (−10℃～+30℃)
7	泡第 1～7 号	D I C ㈱	メカフォーム F - 626	水成膜泡 6% (−10℃～+30℃)
8	泡第 4～4 号	D I C ㈱	メカフォーム F - 633S	水成膜泡 3% (−20℃～+30℃)
9	泡第 7～1 号	D I C ㈱	メカフォーム AGF	合成界面泡 6% (−5℃～+30℃)
10	泡第 8～2 号	D I C ㈱	メカフォーム N - 103	水成膜泡 3% (−10℃～+30℃)
11	泡第 11～1 号	D I C ㈱	メカフォーム AGF-3	合成界面泡 3% (−5℃～+30℃)
12	泡第 9～3 号	深田工業㈱	フカタ°・フロアルコフォーム G	たん白泡 6% (−10℃～+30℃)
13	泡第 10～5 号	深田工業㈱	フカタ°・フロアルコフォーム G	たん白泡 3% (−10℃～+30℃)
14	泡第 10～1 号	ヤマトプロテック㈱	アルファフォーム 310	水成膜泡 3% (−10℃～+30℃)
15	泡第 11～2 号	ヤマトプロテック㈱	アルファフォーム 320	水成膜泡 3% (−20℃～+30℃)
16	泡第 11～5 号	ヤマトプロテック㈱	アルファフォーム 605	水成膜泡 6% (−5℃～+30℃)
17	泡第 15～4 号	ヤマトエンジニアリング㈱	CF フォーム 310	水成膜泡 3% (−10℃～+30℃)

P F O S を含有する泡消火薬剤（水溶性液体用）一覧表

No.	製造者名	商品名	型式
1	住友スリーエム㈱	ライトウォーター ATCFC-3035	水溶性液体用泡消火薬剤
2	住友スリーエム㈱	ライトウォーター ATCFC-600	水溶性液体用泡消火薬剤
3	D I C ㈱	メカフォーム F-610AT	水溶性液体用泡消火薬剤
4	D I C ㈱	メカフォーム AT-3	水溶性液体用泡消火薬剤

P F O S を含有する噴霧消火剤一覧表

No.	泡薬剤の型式番号	製造者名	商品名	型式
1	鑑特第 116 号	能美防災㈱	NCA211	噴霧消火剤 2% (−10℃～+30℃)

《記事》平成 22 年 9 月現在において、P F O S 含有であることが確認されている泡消火薬剤を示す。
（尚、追加で確認されたものについては随時更新予定。）

別表 2

水成膜泡消火薬剤の混合に関する問い合わせ窓口

平成22年9月現在

No.	会 社 名	連 絡 先	氏 名	TEL ・ FAX
1	(社) 日本消火装置工業会	〒 105-0003 港区西新橋 2-18-2 NKK ビル	佐藤 安彦	TEL 03-5404-2181 FAX 03-5404-7371
2	千住スプリンクラー(株) 営業技術室	〒 120-0038 足立区千住橋戸町 23	小野寺 晃	TEL 03-3870-5011 FAX 03-3881-3199
3	第一化成産業(株) エアフォーム事業部製造部	〒 350-1165 川越市南台 1-6-4	小沢 直也	TEL 049-242-7785 FAX 049-244-2934
4	D I C(株) フッ素化学品営業部	〒 103-8233 中央区日本橋 3-7-20	問屋 克典	TEL 03-5203-7769 FAX 03-5203-8786
5	日新理化産業(株) 児玉工場品質管理室	〒 367-0206 本庄市児玉町大字共栄字南共 和児玉団地11街区710-4	二瓶 剛寛	TEL 0495-72-5551 FAX 0495-72-4994
6	ニッタン(株) 施工管理部	〒 151-8535 渋谷区幡ヶ谷 1-11-6	入江 健一	TEL 03-3468-1375 FAX 03-3468-1927
7	ナラケミカル(株) 代表取締役社長	〒 636-0203 奈良県磯城郡川西町梅戸103	恵 宏敏	TEL 0745-42-1123 FAX 0745-42-1125
8	日本ドライケミカル(株) 技術部技術課	〒 289-1537 千葉県山武市松尾町借毛本郷 625-1	堀越めぐみ	TEL 0479-86-3914 FAX 0479-86-3962
9	能美防災(株) 開発企画室	〒 102-8277 千代田区九段南 4-7-3	沢田 浩希	TEL 03-3265-5152 FAX 03-3265-4803
10	(株)初田製作所 営業本部CS企画室	〒 140-0013 品川区南大井 2-9-3	森田 浩至	TEL 03-5471-7411 FAX 03-5471-7305
11	深田工業(株) 開発研究室	〒 485-0077 小牧市西之島北屋敷 869-1	小川 耕司	TEL 0568-73-4126 FAX 0568-73-4690
12	ホーチキ(株) 渉外室	〒 141-8660 品川区上大崎 2-10-43	宮崎 謙介	TEL 03-3444-9650 FAX 03-3444-2965
13	宮田工業(株) 商品技術部設備グループ	〒 253-8588 茅ヶ崎市下町屋 1-1-1	藤田有功夫	TEL 0467-85-3365 FAX 0467-87-3584
14	ヤマトプロテック(株) 物販営業統括	〒 108-0071 港区白金台 5-17-2	村井 知則	TEL 03-3446-7151 FAX 03-3446-7160